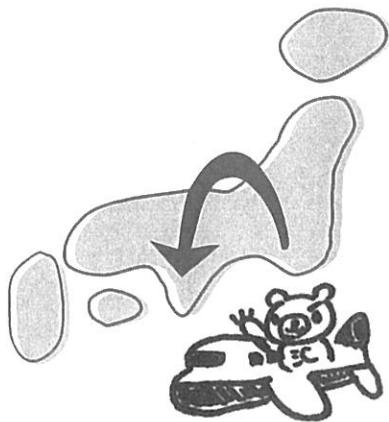


東京圏から 和歌山市への
移住をご検討の方へ

和歌山市移住支援金



和歌山市内への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足解消のため
支給要件を満たした申請者に予算の範囲内において移住支援金を交付します。

単身での移住 **60万円**

2人以上
世帯での移住 **100万円**

+ 子育て世帯加算

令和6年4月1日時点で

18歳未満の子 1人につき **100万円**

申請期限：令和7年 2月28日 ※ただし、予算上限に達し次第終了

チラシ裏面とホームページで要件の詳細をご確認いただき
移住定住戦略課へご相談ください

＊ 移住相談・支援金について

和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所4階 「移住定住戦略課」
TEL 073-435-1013

＊ 支援金対象の求人企業について

わかやま就職支援センター
「はたらコーデわかやま」
TEL 073-421-8080



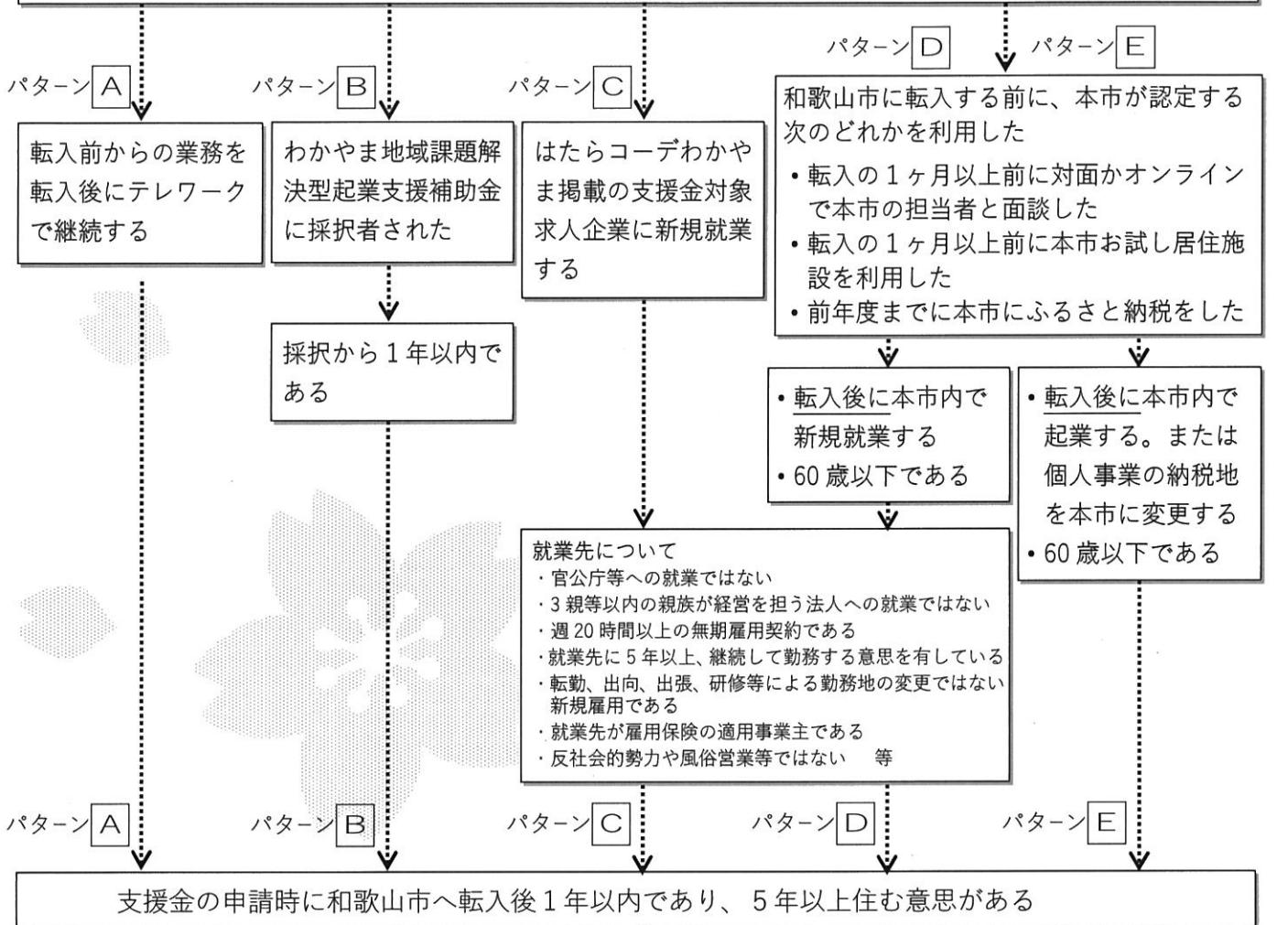
交付要件チェック

要件チェック！

「転入」や「移住」とは、住民票における転入日を指します

和歌山市に転入する直前1年以上かつ過去10年間のうち通算5年以上東京23区内に在住しているか、東京圏※に在住して23区内に通勤している

※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内の過疎地域を除く



支援金の対象となる可能性があります。個々で確認要件が異なりますので、必ずホームページで詳細をご確認いただき、移住定住戦略課へご相談ください。

表面「移住定住支援サイト」二次元バーコードから

申請に必要な書類

全員が提出必要なもの
移住支援金交付申請書
移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書
写真付き本人確認書類の写し（免許証など）
和歌山市の住民票の写し ※発行3か月以内 ※世帯申請の場合は世帯全員分
移住元の住民票の除票の写し ※世帯申請の場合は世帯全員分 ※本人は通算5年分確認
口座振替申出書と振込先の通帳の写し
その他：23区通勤の場合は、移住元での在勤地や期間を確認できる証明が必要



就業・起業の状況によって提出必要なもの	
A・C・D	移住支援事業に係る就業証明書
A・D	役員等調書及び照会承諾書
D・E	本市認定【関係人口】であると証明できる書類 (ふるさと納税寄附金受領証明書やお試し居住施設の利用証明書など)
E	開業届の写し、又は法人登記の登記事項証明書の写し
E	個人事業を継続の場合は、納税地の異動又は変更に関する届出書の写し
B	起業支援金の交付決定通知書の写し